

令和9(2027)年度入学料免除・徴収猶予および授業料免除・徴収猶予(延納・分納)の申請手続きについて

(経営管理研究科(経営管理専攻)9月合格者用)

入学料免除・徴収猶予(延納)及び春夏学期(前期)(4～9月)分授業料免除・徴収猶予(延納・分納)を希望する場合は、入学料及び授業料を納入せず、下記の内容により、指定期間内に所定の手続きを行ってください。

入学料/授業料の免除・徴収猶予は、適切に申請をした場合であっても予算状況や審査により不許可となることもありますので、入学料及び授業料納入の準備は必ず事前に行っておいてください。自力での資金準備が難しい場合は日本学生支援機構貸与奨学金の申請をご検討ください(入学料等免除と日本学生支援機構貸与奨学金の申請資格は異なりますので、自身に申請資格があるか事前にご確認ください)。

秋冬学期(後期)(10月～翌年3月)分の授業料免除・徴収猶予(延納・分納)の申請手続きについては、改めて9月上旬頃、本学ウェブサイトでお知らせしますのでそちらをご確認ください。

記

I. 入学料免除・徴収猶予(延納)

1. 入学料免除・徴収猶予(延納)の対象者

- ① 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したこと、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納入が著しく困難である者
- ② ①に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者
- ③ 大学院に入学する者であって、経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者

2. 申請の種類

- ① 入学料の免除を希望する
- ② 入学料の徴収猶予(延納)を希望する

3. 免除の額

入学料免除の許可者は、納入すべき入学料の全額又は半額が免除されます。

4. 徴収の猶予

入学料免除・徴収猶予(延納)の申請者は、許可の可否を判定するまでの間、入学料の納入が猶予されます。

5. 結果通知後の納入について

結果は2027年7月下旬頃の通知を予定しています。

【免除を希望】の場合

不許可者及び半額免除者は、結果発表の日から14日以内の指定された期日までに、所定の入学料を納入することが求められます。ただし、経済的理由により14日以内の納入が難しい場合、結果発表後に徴収猶予の手続きをとることで、2027年9月中旬(予定)まで、納入の猶予が認められることがあります。

【徴収猶予(延納)を希望】の場合

許可者は、2027年9月中旬(予定)までに入学料を納入してください。不許可者は、結果発表の日から14日以内の指定された期日までに所定の入学料を納入することが求められます。

【注意】所定の期間内に入学料が納入されない場合には、**除籍**となるので十分注意してください。

6. 申請方法・申請期限(期限厳守)

- ① 申請希望者は、入学手続期間内<2026年9月28日(月)8時30分～10月2日(金)17時15分>に以下リンク(Microsoft Forms)から申請してください。<https://forms.cloud.microsoft/r/UhWd0pkYjb>
- ② 入学料免除の申請要領は2027年2月上旬以降に公表します。
- ③ 申請希望者は、公表された申請要領に従い2027年2月24日(水)～3月2日(火)までに手続きを進めてください。郵送が必要な資料の送付先、およびメールで提出が必要な資料の送付先は以下のとおりです。

<郵送先> 〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学 学生支援課 奨学事業係 宛

<メールアドレス> schoarship3@ad.hit-u.ac.jp

※期間内に申請がない場合は入学料を速やかに納入する必要があります。

II. 授業料免除

1. 授業料免除の対象者

- ① 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したこと、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納入が著しく困難である者
- ③ ②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

2. 免除の額

授業料免除が許可された場合は、各期の授業料のうち、全額又は半額が免除されます。

3. 徴収の猶予

授業料免除の申請者は、許可の可否を判定するまでの間、授業料の納入が猶予されます。

4. 結果通知後の納入

結果は2027年7月下旬の通知を予定しています。不許可者及び半額免除者は、指定された期日までに所定の授業料を納入してください。結果通知後に納入期限を延ばすことは出来ません。

5. 申請方法・申請期限（期限厳守）

- ① 授業料免除の申請要領は2027年2月下旬以降、本学ウェブサイト(<https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>)に公表します。申請希望者は要領をご確認ください。
- ② 申請希望者は、公表された申請要領に従い、要領で定める申請期間内に手続きを進めてください。※入学料免除・徴収猶予（延納）と併願する者は、できるかぎり2027年2月24日（水）～3月2日（火）に同時に申し込むようにしてください。間に合わない場合は別々に申請しても構いません。

III. 授業料徴収猶予（延納・分納）

経済的理由により所定の納入期限までに授業料を納入することが困難で、延納（納入期限を延ばすこと）又は分納（授業料を月割りし、納入すること）を希望する場合は、2月下旬以降、本学ウェブサイト
(<https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/extension.html>)に公表される授業料徴収猶予要領に従い、要領に定める申請期間内に手続きを進めてください。

授業料徴収猶予（延納・分納）にかかる結果は2027年5月中旬頃の通知を予定しています。

IV. 注意事項

授業料免除と授業料徴収猶予（延納・分納）は併願できません。併願した場合は授業料免除を優先します。一度納入した入学料及び授業料は返還できません。

既に入学料・授業料を納入した者は、その入学料・授業料について新たに免除、および徴収猶予に申請することはできません。

申請期間外の受付は出来ません。

入学料および授業料の免除、徴収猶予に関する事項は、本学ウェブサイトでお知らせしますので、本学ウェブサイト定期的に確認するよう心がけてください。確認漏れに伴う申請期限超過等への配慮は行われません。入学料免除、徴収猶予および授業料免除、徴収猶予に関するお問い合わせ等は、メールでのみ受け付けます。やり取りの過程で電話や窓口の対応に移行する場合は学生支援課からその旨を連絡します。やり取りの記録を残すため、電話・窓口での初回問い合わせは受け付けません。